

議第5号議案

幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和元年9月13日

提出者

東大和市議会議員 森 田 真 一

〃 尾 崎 利 一

〃 上 林 真佐恵

## 幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書

子供の心の発達の手台である給食は、保育の一環として、子供の健全な発達に重要な役割を果たしている。

10月からスタートする幼児教育・保育の無償化においては、2号認定の給食の食材費が無償化の対象から外れ、保護者から新たに実費徴収されることになった。その額は、主食費3,000円、副食費4,500円という目安が国から示されているが、東京都内においては、主食費、副食費あわせて7,500円を新たに徴収する自治体や、主食費を1,500円、700円など独自に設定して副食費とともに徴収することとした自治体、副食費のみを実費徴収する自治体など、対応はさまざまである。また、17区2市1町1村が自治体の単独補助を行うことにより実費徴収を行わないとした。

実費徴収を行わない自治体を区市町村別に見ると、区部では74%に当たる17区、多摩地域では2市1町1村とわずか13%にとどまり、新たな多摩格差とも言われている。

本市においては、2号認定の副食費を補助した場合、年間約1億円の負担になると想定される。

また、保護者に対する徴収業務は施設での負担となり、業務量が大幅に増加することが明らかである。滞納世帯への対応の懸念や、国の示した目安額で充実した給食が提供できるのかという懸念の声も聞かれている。保育施設の業務増加によって、保育士確保がより一層深刻化することも考えられる。

よって東大和市議会は、国に対し、幼稚園等も含めた給食の食材費を無償化の対象とすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。